

新旧対照表 QRコード決済に関する特約 20241119改定  
 (下線赤字が改定部分)

旧条文	新条文
5.(取扱商品) QRコード決済加盟店は、QRコード決済による信用販売を行う際は、本規約第22条第1項に定める商品・権利・役務のほか、次のいずれかに該当する商品を取り扱ってはならないものとします。 (1)酒類 (2)タバコ (3)切手 (4)はがき類 (5)医薬品 (6)QRコード決済加盟店の従業員による接客販売が必要な商品	5.(取扱商品) QRコード決済加盟店は、QRコード決済による信用販売を行う際は、本規約第22条第1項に定める商品・権利・役務のほか、次のいずれかに該当する商品を取り扱ってはならないものとします。 (1)タバコ (2)切手 (3)はがき類 (4)医薬品 (5)その他当社が不適当と認めたもの
9.(決済手数料) 2.QRコード決済加盟店は、当社に対し、ポイント充当額に当社が定める手数料率 <u>3.24%</u> を乗じた金額を手数料として支払うこととします。なお、円未満の端数が発生した場合は切り捨てで計算するものとします。金融情勢の変動等により、当社は、当該手数料率を改訂することがあり、QRコード決済加盟店は、これを承諾します。	9.(決済手数料) 2.QRコード決済加盟店は、当社に対し、ポイント充当額に当社が別途定める手数料率を乗じた金額を手数料として支払うこととします。なお、円未満の端数が発生した場合は切り捨てで計算するものとします。金融情勢の変動等により、当社は、当該手数料率を改訂することがあり、QRコード決済加盟店は、これを承諾します。